

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防災規程） 第二十六条（略） 2～4（略） 5 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（以下「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。</p> <p>二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。</p>	<p>（防災規程） 第二十六条（略） 2～4（略）</p>

三 東南海・南海地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。

6 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

7 法第十八条第一項の規定による届出は、当該防災規程を定め、又はこれを変更した日から七日以内に、様式第七による届出書によつてしなければならない。

5 法第十八条第一項の規定による届出は、当該防災規程を定め、又はこれを変更した日から七日以内に、様式第七による届出書によつてしなければならない。